

非常災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山形市内での非常災害時における災害廃棄物の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第4条の2の規定に基づき甲及び乙が連携し、及び協力して行うために必要な事項を定め、もって山形市災害廃棄物処理計画に沿った当該災害廃棄物の適正及び迅速かつ円滑な処理に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 災害廃棄物 災害により生じた廃棄物をいう。
- (3) 災害廃棄物処理事業 災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害廃棄物処理事業の実施について、乙に対し協力を要請することができる。

（協力の内容）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請（以下「協力要請」という。）があったときは、甲が実施する災害廃棄物処理事業に可能な限り協力する。

2 乙は、災害廃棄物処理事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の適正な分別、処理及び再資源化を行い、最終処分量を最小とするよう努めること。

（相互の連携・協力体制の確保及び役割）

第5条 甲及び乙は、相互の適切な役割分担の下、連携し、及び協力するとともに災害廃棄

物処理事業に関する情報を共有するなどして災害廃棄物処理事業の実施に努めるものとする。

2 甲は、災害廃棄物処理事業の実施に当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 仮置場を確保すること。
- (2) 災害廃棄物の発生量、仮置場の状況等の基本的な情報を集約すること。
- (3) 必要に応じ、市域を越えた人的支援及び広域処理について調整すること。
- (4) 甲及び乙の常時連絡が可能な連絡先の一覧を調製すること。
- (5) 災害廃棄物処理事業に関する乙との情報交換の場を設けること。

3 乙は、災害廃棄物処理事業の実施に当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 仮置場における災害廃棄物の分別に係る人材及び機材を投入すること。
- (2) 災害廃棄物の性状に応じ適正な処理ルートを構築すること。
- (3) 災害廃棄物の処理に関する技術的な情報を甲に提供すること。
- (4) 乙の会員相互の連携強化及び災害廃棄物処理事業の実施のための行動計画等の整備を図り、災害廃棄物処理事業に対する協力体制を確保すること。

(要請の手続等)

第6条 甲は、協力要請に当たっては、乙が前条第3項の措置を講ずるために必要な事項を、文書で乙に通知するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により協力要請をし、後日速やかに文書で乙に通知するものとする。

2 協力要請に当たり、次に掲げる事項については、災害の状況等により個別に甲乙協議するものとする。

- (1) 仮置場の管理方法及び運用方法
- (2) 災害廃棄物の処分及び再生利用の方法並びに処理施設の選定
- (3) 災害廃棄物の収集・運搬の方法、荷姿、運搬の経路、処理施設への搬入の時間帯、運搬車両の種類、積載量及び登録番号並びに災害廃棄物の運搬車両であることの表示方法
- (4) 災害廃棄物の発生量に基づく仮置場からの1日当たりの搬出計画
- (5) 協力要請に基づく乙による災害廃棄物処理事業の開始及び終了の時期
- (6) 前各号に定めるもののほか、災害廃棄物の適正な処理に必要な事項

(報告)

第7条 乙は、協力要請に基づき災害廃棄物処理事業を実施したときは、速やかに文書で甲に報告するものとする。

(費用負担)

第8条 協力要請に基づき乙が実施する災害廃棄物処理事業は、有償契約に基づくものであることを前提とし、甲が負担する費用の額は、甲と乙が締結する委託契約で定めるものとする。

(損害補償)

第9条 協力要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理事業に従事した者がそのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の定めるところによる。

(連絡体制)

第10条 この協定に基づく業務に関する連絡窓口は、甲においては環境部ごみ減量推進課とし、乙においては一般社団法人山形県産業資源循環協会事務局とする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から文書による終了の意思表示がない場合は、この協定の有効期間を当該期間の満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年8月22日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市

山形市長 佐藤孝弘

乙 山形市緑町一丁目9番30号

一般社団法人山形県産業資源循環協会

会長 黒澤利宏